

岩手県選挙管理委員会告示第45号

政見放送及び経歴放送実施規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年7月5日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

政見放送及び経歴放送実施規程の一部を改正する告示

政見放送及び経歴放送実施規程（昭和44年岩手県選挙管理委員会告示第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(手話通訳を付して政見を録画する放送事業者) 第4条 実施規程第8条第6項の規定により手話通訳士による 手話通訳を付して政見を録画する放送事業者は、岩手県知事 の選挙の都度定めるものとする。	(手話通訳を付して政見を録画する放送事業者) 第4条 実施規程第8条第7項の規定により手話通訳士による 手話通訳を付して政見を録画する放送事業者は、岩手県知事 の選挙の都度定めるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、平成25年7月5日から施行する。